

報 告 第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年9月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 6 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成23年8月8日

新居浜市長 佐々木 龍

1 損害賠償の額 8万1,743円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成23年7月30日午前9時30分頃、市道土橋中筋線（土橋二丁目6番34号地先路上）において、北進中の小型自動車は道路側溝のグレーチング上を走行した際、当該グレーチングが跳ね上がり、車両を損傷した。